

新型コロナウイルス対策

(サントメ・プリンシペ：5月16日付衛生上の非常事態宣言の延長)

- 5月16日、サントメ・プリンシペ政府は、衛生上の非常事態宣言の延長を発表しました（4度目）。これにより、同宣言の効力が5月31日まで延長されます。
- 同宣言にかかる全ての措置は、効力を維持します。

同宣言延長に関する5月16日付大統領令の概要は、次のとおりです。

- 1 政府の要請により、3月17日より有効な「衛生上の非常事態宣言」は、15日間延長された。
- 2 本大統領令は、直ちに効力を発する。

※同国におけるこれまでの措置等については、下記のリンクをご参照ください。

<https://www.anzen.mofa.go.jp/od/ryojiMail.html?countryCd=0239>

【参考リンク】

○サントメ・プリンシペ政府／保健省公式フェイスブック

<https://www.facebook.com/governostp/>

<https://www.facebook.com/MSaudeSTeP/>

○外務省海外安全ホームページ（国別感染者数、各国・地域における入国・行動制限措置等）

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

○厚生労働省ホームページ（新型コロナウイルス感染症について）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

○在ガボン日本国大使館フェイスブック

<https://www.facebook.com/JapanEmbGabon/>

【本件問い合わせ先】

在ガボン日本国大使館 領事班（サントメ・プリンシペ兼轄）

所在地：Boulevard du Bord de Mer, B.P.2259, Libreville, Gabon

電話番号：(+241)011-73-22-97 / 011-73-02-35

閉館時緊急連絡先：(+241)077-38-73-38